

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 29 号

(所 管) 地域教育支援部 地域教育振興課

件 名	堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	学校施設開放事業において受益者負担の制度を新たに導入することに伴い、利用団体登録の要件として、学校施設の利用に係る経費を負担することを明確化するために所要の改正を行うもの。
議案（報告）の 概要又は要旨	1 改正の内容 学校施設開放事業の利用団体登録の要件として、市長が定めるところにより学校施設開放事業の利用に係る経費を負担する団体であることを追加するもの 2 施行期日 令和 9 年 2 月 1 日
備 考	
議決後必要と なる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ☒ 上記案により、公布する。 ☐ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 ☐ その他（ ）

議案第 29 号

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部について、次のとおり改正する。

令和 8 年 10 月 21 日
堺 市 教 育 委 員 会
教 育 長 関 百 合 子

堺市立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和 57 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体で、次の各号のいずれかに」を「次の各号のいずれにも」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体
- (2) 市長が定めるところにより開放事業の利用に係る経費を負担する団体
- (3) 次のいずれかに該当する団体
 - ア スポーツ活動その他の生涯学習を主たる目的とする団体で、その構成員の過半数が開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの
 - イ 地域における社会教育活動に対して本市が援助を行っている団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育長が適当であると認める団体

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 この規則の施行日以後の開放事業に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の堺市立学校の施設開放に関する規則の規定の例により行うことができる。

堺市立学校の施設開放に関する規則（昭和 5 7 年教育委員会規則第 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（利用の対象） 第 5 条 開放事業を利用することができるものは、<u>教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> <u>(1)</u> スポーツ活動その他の生涯学習を主たる目的とする団体で、その構成員の過半数が開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの <u>(2)</u> 地域における社会教育活動に対して本市が援助を行っている団体 <u>(3)</u> <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、教育長が適当であると認める団体 2 （略）	（利用の対象） 第 5 条 開放事業を利用することができるものは、<u>次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>(1) 教育長が定める人数以上の構成員を有し、かつ、教育長が定める年齢以上の代表者を有する団体</u> <u>(2) 市長が定めるところにより開放事業の利用に係る経費を負担する団体</u> <u>(3) 次のいずれかに該当する団体</u> <u>ア</u> スポーツ活動その他の生涯学習を主たる目的とする団体で、その構成員の過半数が開放学校に係る通学区域内に住所を有するもの <u>イ</u> 地域における社会教育活動に対して本市が援助を行っている団体 <u>ウ</u> <u>ア及びイ</u>に掲げるもののほか、教育長が適当であると認める団体 2 （略）